

令和 2 年 7 月 7 日現在

機関番号：34404

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03310

研究課題名（和文）低所得世帯教育費支援法制の日韓比較公法学的実証的研究～韓国無償給食論争を中心に～

研究課題名（英文）An Empirical Study on the Legislation to Support the Education Costs of Low-Income Families in Japan and Korea

研究代表者

藤澤 宏樹 (FUJISAWA, Hiroki)

大阪経済大学・経営学部・教授

研究者番号：60310984

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、低所得世帯への教育費支援制度について、日韓両国の比較公法学的実証的研究を行うことにより、制度の将来構想、憲法上の根拠を再考察することを目的としたものである。とりわけ、韓国全土で給食に導入されている、無償の学校給食に焦点を当てた研究を行なった。結果として、韓国学校給食の実態を紹介することには成功した。他方で、憲法上の根拠、なぜ学校給食が子供達にとって必要なのかといった理論上の問題は残された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義および社会的意義は次の通りである。本研究の成果により、就学援助制度・学校給食の給付方法の特質、制度の将来像、憲法上の根拠を、実証的分析をふまえたうえで検討することができ、さらに二国間分析により幅広い視野から検証できる。また、本研究は「義務教育無償」、「社会権」といった概念の再検討に資するものであり、教育支援制度の策定指針、立憲主義的統制のあり方への示唆を得ることができるものである。

研究成果の概要（英文）：This study is a comparative public law study of Aid to Families with School Children in Japan and South Korea. The purpose of this study was to re-examine the future concept and constitutional basis of the system. In particular, the study focused on Korean free school lunch system. As a result, we succeeded in introducing the reality of school lunches in Korea. On the other hand, the constitutional basis and theoretical issues such as why school meals are necessary for children remain to be addressed.

研究分野：憲法

キーワード：教育を受ける権利 学校給食 生存権 社会権

1. 研究開始当初の背景

低所得世帯教育費支援法制に関するまとまった業績がなかったことから、様々な実務的・理論的混乱が生じてきた。この混乱は、とりわけ、学校給食の実務領域に表れている。まず、就学援助制度受給世帯と生活保護受給世帯の重複現象が生じているために、困窮世帯が学校給食費支援を利用できない「漏給問題」が生じている。また、給食費徴収に関するトラブルが後を絶たず、学校はその徴収に多大な無駄な労力を割かれている。実は、これらの問題は、受給基準の切り上げや学校給食無償化によって、容易に解決可能である。ところが、現状では、そのような実務例はごく少数しかない。しかも、さらに問題なのは、憲法学・社会保障法学・教育法学が、これら実務慣行を批判し、改善を提案する視点を有していないことである。これは、教育費支援法制研究の欠如に起因するものである。先行研究は、教育費支援法制の理念(学校生活保障)も基本構造(受給関係の解明)も歴史(成立過程)も考察してこなかった。ましてや、受給基準の切り上げや給食費負担軽減・無償化の実現手段や方向性を示すこともない。このままでは、近年の「子どもの貧困」状況の深刻化を座視することになりかねないだろう。

この問題の解決のために、韓国の無償給食論争が参考になる。韓国では、無償給食こそが義務教育無償への第一歩であり、生存権を実現し、子どもの貧困解決、保護者の家事負担軽減につながると期待されている。無償給食は2011年より実施され、急速に普及した。2015年度では小学校94%、中学校76%で実施されている。この無償給食の導入に際して、韓国では「無償給食論争」といわれる激烈な論争が繰り広げられた。この論争は、無償給食の是非が憲法上の権利の問題とされ、さらに、研究者間の論争にとどまらず、国民的論議にかけられている点に大きな特徴を有している。

他方、日本では、学校給食無償化を支持する見解はごく少数にとどまる。国民的議論もなく、無償どころか負担軽減の議論すらままならない。授業以外の教育費は有料(授業料無償説)との前提の下、未納の給食費をどうやって徴収するかという問ばかりが論じられている。授業料以外の費用の無償化可能性や給食による食の保障を考察することもない。現在でも、給食でしか栄養を摂取できない子どもの存在が報告されているのに、である。以上の状況を鑑みた時、低所得世帯教育費支援法制をめぐる実務的・理論的混乱は直ちに解決されなければならない。そのためには、韓国無償給食論争の経緯、無償給食制度の成立過程を正確に踏まえた上で、教育支援法制の憲法上の根拠・理念・基本構造を問い直す作業がどうしても必要なのである。

2. 研究の目的

本研究は、(1)低所得世帯への義務教育レベルにおける教育費支援法制について、(2)韓国無償給食論争の経緯および無償給食制度の成立過程を検討し、(3)公法学的実証的研究を行なうことにより、この制度の憲法上の根拠、理念、構造、将来構想を再考察することを目的とする。本研究の成果により、教育費支援制度の給付方法の特質、構造、制度の将来像、憲法上の根拠を、実証的分析をふまえたうえで検討することができ、さらに二国間分析により幅広い視野から検証できる。また、本研究は「義務教育無償」、「社会権」といった概念の再検討に資するものであり、教育費支援制度の策定指針、立憲主義的統制のあり方への示唆を得ることができるものである。

3. 研究の方法

次の諸課題について、記載の方法で行なった。

(1) 日韓低所得世帯教育費支援法制・無償給食論争の史的分析：教育支援法制・韓国無償給食論争の変遷を整理・明確化するための史的分析をおこなった。

(2) 日韓低所得世帯教育費支援法制・無償給食制度を分類別にみた実証的分析：教育支援法制を分類別(国別、地域別、規模別、事業主体別)に選定し、マクロ的・ミクロ的視点からの教育支援法制の実態を明確化する作業をおこなった。

(3) 低所得世帯教育費支援法制の憲法上の根拠・理念・基本構造に関する公法学的分析：(1)(2)をもとに、低所得世帯教育支援法制の憲法上の根拠、基本理念、制度の将来像を検討し、また、子どもに食を保障することの憲法上の基礎づけについても検討した。

4. 研究成果

2019年度は、学部長に就任したことやその他の事情により、十分な研究時間が取れず苦労した。以下(1)論文、(2)研究会報告、(3)その他の順で述べる。

(1)論文については、『井上英夫先生古希記念論文集 社会保障裁判研究』への執筆依頼に応えるため、生活保護世帯の進学に関する法的課題を扱った「中嶋訴訟」を執筆した。本稿では、中嶋訴訟について、第一審より最高裁までの判決文を精査することはもとより、訴訟資料までを渉猟したうえで、最高裁判決の論旨を再検証した。その結果、最高裁判決においてもまだ、生活保護世帯の高校進学についての位置付けが、不十分だったのではないかと結論づけた。そして、今後の生活保護世帯の進学問題は、高校レベルにとどまらず、大学進学までを視野に入れた法理論が必要となることを示した。しかしこの論文は、諸般の事情により出版には至っておらず、残念であった。

(2)研究会報告については、福祉権理論研究会(2019年9月、於；同志社大学)で「学校給食費をめぐる諸問題の論点整理」報告を行った。本報告では、日本国憲法下における学校給食制度の展開を踏まえた上で、学校給食費をめぐる諸問題を総括した。すなわち、1)給食費未納問題、2)給食費負担軽減のための市町村の取り組み、3)給食無償化の動き、4)諸外国の動向である。1)については、給食費未納率は低水準のまま推移していること、2)市町村のみの取り組みでは限界があること、3)については、給食無償化の動きが全国に広がりつつあること、4)韓国全土やアメリカ・ニューヨーク市などで給食無償化の動きがあり、今後、これらの動きのフォローが必要であることなどを報告した。

(3)その他については、産経新聞の取材に応じて、産経新聞2019年10月2日「食材は軽減税率なのに...給食費アップ、自治体の対応に広がる波紋」にコメントした。この記事においては、給食食材は軽減税率の対象であるにも関わらず給食費アップに踏み切った市町村の対応について、次のコメントをした。1)今回の消費増税を見越して、前倒しで値上げした市町村があること、2)増税前から食材の価格が高騰していることから、値上げをしたいい心情はわからないではないが、保護者に誤解を与えるこのタイミングでの値上げは無神経であること、3)日本国憲法は義務教育は無償と定めていること、4)韓国では9割を超える地方自治体が無償化に踏み切っている、日本でも都市部で率先して無償化に取り組むべきであること。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 藤澤宏樹	4. 巻 109巻12号
2. 論文標題 韓国の無償給食－現況と未来－	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 32-36
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 脇坂幸子, 森詩恵, 藤澤宏樹, 橋本理	4. 巻 68巻1号
2. 論文標題 シルバー人材センターにおける「地域班」活動の現状と課題 「地域班」の世話人に対するアンケート調査から	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 大阪経大論集	6. 最初と最後の頁 49-58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤澤宏樹	4. 巻 67巻2号
2. 論文標題 教育と福祉の倒錯 --学校給食費公会計化論の検討--	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 大阪経大論集	6. 最初と最後の頁 143-166
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤澤宏樹	4. 巻 67巻5号
2. 論文標題 韓国における無償給食の現状と課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 大阪経大論集	6. 最初と最後の頁 79-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 坂口正之・岡田忠克編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 206
3. 書名 よくわかる社会保障（第5版）：「社会保障と諸科学 法律学」「社会保障の法律」「社会保障の関連法」担当	

1. 著者名 尾形健編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 252
3. 書名 福祉権保障の現代的展開－生存権論のフロンティアへ：「第5章 就学援助制度・義務教育無償・福祉権」担当	

〔産業財産権〕

〔その他〕

(講演) 藤澤宏樹「韓国無償給食の動向」愛知大学国際問題研究所プロジェクト「日韓・韓日における司法制度の比較法的検討」公開研究会（2019年2月16日、於；愛知大学）。
(コメント) 産経新聞2019年10月2日「食材は軽減税率なのに...給食費アップ、自治体の対応に広がる波紋」

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考